

## 第1節 公共施設等の災害復旧・復興

- 第1 災害復旧事業の実施体制
- 第2 災害復旧事業計画の策定
- 第3 復興計画の策定等

## 第2節 激甚災害の指定

- 第1 方針
- 第2 激甚災害の指定手続き
- 第3 激甚災害に係る特別財政援助

## 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保

- 第1 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

## 第4節 民生安定化のための緊急措置

- 第1 生活相談の実施
- 第2 被災証明書の発行
- 第3 災害弔慰金等の支給
- 第4 被災者生活再建支援制度
- 第5 災害援護資金等の貸付
- 第6 住宅確保の支援
- 第7 被災中小企業等の復旧支援
- 第8 市税等の徴収猶予及び減免

---

本章は、「震災対策編 第3章 災害復旧・復興計画」を準用する。